

平成十九年三月二十六日提出
質問第一四五号

外務省参与に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省参与に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六六第一二一号）を踏まえ、追加質問する。

一 「前回答弁書」において、「外務省参与には、外務公務員法（昭和二十七年法律第四十一号）第三条の規定により、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第一百条の規定が適用される。」という答弁がなされたが、園部逸夫外務省参与がこの規定に違反した事実があるか。

二 園部逸夫氏が外務省参与に任命された人事は当時の田中眞紀子外務大臣の提唱によるものか。確認を求めらる。

三 園部逸夫氏に外務省が支払った給与を年度毎に明らかにされたい。

四 外務省における監察査察制度の定義如何。

五 園部逸夫氏は現時点において外務省の監察査察制度にどのような関与をしているか。

六 園部逸夫氏の外務省参与としての業務について外務省はどのような評価をしているか。

右質問する。